

小矢部市例規集データベースの管理、データ更新等に関する業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性・正確性の向上を図り、法令改廃情報等の迅速な把握・提供及び経費の節減を目的として、小矢部市の例規集データベースシステムの管理、データ更新等に関する業務を委託する相手方を選定するため必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 小矢部市例規集データベースの管理、データ更新等に関する業務

(2) 業務内容

- ① 小矢部市例規検索・立案・審査システム等の提供及び管理
- ② 例規集システムの例規データ更新及び保守
- ③ ホームページ公開の例規集システムの構築及び保守
- ④ 法令等関連システムの提供及び保守
- ⑤ 法制執務に関する情報提供、サポート

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

※令和8年10月1日から使用できるように納入すること。

※地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

(4) 提案上限額（初期構築費及び初年度を含む契約期間の総額）

12,919,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※各年度の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、2,871,000円（令和8年度にあっては、1,435,500円）を上限とする。

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法(令和11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

- (5) 参加を申し込んだ日において、小矢部市の入札参加者名簿に登録されていること。
- (6) 契約締結までの間に、小矢部市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去5年以内において官公庁（関連団体を含む。）が発注する同種の事業について受託した実績があること。

4 業務仕様

別紙1「小矢部市例規集データベースの管理、データ更新等に関する業務仕様書」に記載のとおり

5 スケジュール及び参加方法

- (1) 公告日
令和8年6月22日（月）
- (2) 質疑応答
 - ① 受付期限
令和8年6月25日（木）午後5時
 - ② 質問方法
質問内容を簡潔にまとめ、8に記載のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。
なお、送信後、8に記載の担当者宛に受信確認の電話を入れること。
 - ③ 回答日
質問及びその回答は、令和8年6月26日（金）午後5時までに、小矢部市ホームページ上で行う。
- (3) 参加受付期限
令和8年7月6日（月）午後5時
- (4) 提出書類
 - ① 参加申込書（別記様式第1号）
 - ② 会社概要（任意形式、パンフレットデータ可。ただし、その記載から上記3(7)の要件を満たすことを確認できるものであること。）
 - ③ 提案書（任意形式）
上記2(2)の業務内容について、参加者の提案内容を記載すること。ただし、上記4の業務仕様を満たす内容であること。
 - ④ 見積書（別記様式第2号）及び経費内訳書（別記様式第3号）
上記4に記載の業務仕様を実現するための全ての費用について、契約期間の総額及び年度ごとの額を記載したものを提出すること。
- (5) 参加方法
(4)①から④までの書類ごとにそれぞれ1つのデータ（PDF形式）にまと

め、8に記載のメールアドレス宛に送信すること。

なお、送信後、8に記載の担当者宛に受信確認の電話を入れること。

6 選定方法

(1) 選定方式

提案書、見積書及びプレゼンテーションによる審査を行い、その内容を総合的に評価するプロポーザル方式とする。

(2) プレゼンテーション

① 所要時間

1事業者当たり60分程度（説明時間50分、質疑応答10分程度）

② 開催日時

令和8年7月8日（水）午前（詳細は、参加者に別途通知する。）

③ 機材、準備物等

プレゼンテーション内容を投影するための大型モニター（又はプロジェクタ及びスクリーン）は、小矢部市が用意する。プレゼンテーションのために使用するPCは参加者において用意すること。

なお、審査委員には、事務局から提出された書類一式を事務局側からあらかじめ配付する。

(3) 審査方法

別紙2「評価基準表」に基づき、提案者から提出された提案書、見積書及びプレゼンテーションに基づき審査を行う（配点90点を、評価区分ごとに設定したウェイトにより100点満点に補正）

評価区分	ウェイト	配点 (ウェイト補正前)
小矢部市例規検索	10%	10点
例規の立案編集・出力設定	15%	10点
例規データ更新の体制等	5%	5点
全国自治体等例規	5%	5点
法令検索システム	10%	10点
判例検索システム	5%	5点
法令改廃に関する情報提供	10%	5点
サポート体制	5%	5点
独自提案	5%	5点
見積金額	30%	30点
合計	100%	90点

(4) 審査結果

令和8年7月10日（金）午後5時までに審査結果を市ホームページで公表するとともに、提案者が参加の申込み時に使用したメールアドレス宛に通知する。

なお、審査結果に対する異議申立て等については、一切受け付けない。

7 その他の留意事項

- (1) 提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (2) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て提案者の負担とする。
- (4) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ① 上記3の参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合
 - ② 全ての提出書類及びプレゼンテーションの説明内容（質疑応答を含む。）のうち、いずれかに虚偽の提案を行った場合
 - ③ 本要領の配布後から受託事業者と契約を締結するまでに、本市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

8 問合せ先

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

小矢部市総務部総務課 小倉

電話：0766-67-1760（内線233）

総務課代表メールアドレス：soumu@city.oyabe.lg.jp

受付時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分